

第7回まちづくり町民会議会議録

日時	平成20年9月25日（木）午後7時～午後8時40分			
場所	会津美里町役場高田庁舎 北第3会議室			
出席者数	委員 8名参加（+傍聴者2名）			
委員	氏名	氏名	氏名	氏名
	石川栄子（座長）	荒井弘之	塩田光顕	佐藤国男
	片山玲子	橋爪伸喜	渡辺秀造	野中憲子
事務局	総合政策課課長	弓田秀樹	総合政策係長	木崎 稔
	総合政策課	渡部朋宏	総合政策課	横山 美代子

1. 開会

2. 座長あいさつ

3. 協議事項

（1）先進事例研究：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（石狩市市民の声を活かす条例）

【事務局からの説明趣旨】

今回は、今まで実施してきたワークショップの内容整理とこれから制定しようとしている参加条例のイメージの説明を受け、まちづくり町民会議として住民参加条例のたたき台（提言書）を作成することが確認された。たたき台（提言書）の内容としては、「まちづくり町民会議で望む『住民参加』とはこういったもの！」というのを、より具体的に示していきたい。

今回は、勉強会的な位置づけで、全国で初めて総合型の住民参加条例を制定した、石狩市を参考し、先進事例研究を行う。

条例制定までの検討経過

石狩市で市民参加条例を制定することになったのは、行政運営における市民参加の重要性を訴えて当選した市長の選挙公約がきっかけ。

係長以下の職員7名により市民参加制度研究班を設置し、条例試案を作成。その試案に対する全戸アンケートを実施した結果、回数率が1.93%を非常に低い数値であった。

その後、市民を交えた13名で市民参加制度検討委員会を組織し、研究班で作成した条例試案を基に検討し、提言書を作成した。

その提言書を基に、研究班で条例素案を作成。パブリックコメント等の手続を経て、平成14年4月1日より施行された。

研究班による市民参加の考え方

市民参加とは何に参加することなのかの検討を行い、「行政参加」を「地域づくり参加」の2つの参加を想定。市民がより強く関心を持てるもので、かつ条例を定めることにより効果が大きいのは行政参加であるとし、まず、この条例で取り扱う市民参加とは行政参加であることを基本としつつ、最終的な到達点としての地域づくり参加の実現も視野に入れることとした。

視野に入れるべき地域づくり参加として、「パートナーシップ」と「協働」についても整理。

検討委員会による市民参加の考え方

先に、市民参加により目指す目標や共通する理念を示す「市民参加理念条例」を制定することが最も適当だが、行政活動が市全体に及ぼす影響を考慮すると行政活動への市民参加を制度化する意義も大きく、それにより、地域に対する市民の関心が高まる効果も期待できると整理。

今後の石狩市が目指すべき市民参加制度のあり方を示した提言書を作成。

以下石狩市で制定した条例の概要について説明。前回示した参加条例の基本構成（だれが、どんなことに、いつ、どのように）を念頭に置いて確認して欲しい。

目的規定

石狩市におけるまちづくりのあるべき姿を実現するのが究極の目的であり、その手段として、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定める。

市民の範囲

「だれが」に該当する部分。石狩市では「市民」について定義付けを行っていない。市民については、市内に居住する個人及び市内に所在する法人を含むことを基本とし、市民参加手続の対象となる行政活動によって、その影響を受ける者をその都度伸縮させることが適当であると整理した。

市民参加手続の実施基準

「どんなことに、どのように」に該当する部分。どのような場合に市民参加を行うのが条例別表に、どのような方法により市民参加を行うのが施行規則別表に定められている。

提出された意見等の施策への反映

総合的かつ多面的に検討する。石狩市条例の特徴的なものとして、「市民が自発的に提出した意見の取扱い」がある。苦情等についても、この条例の趣旨と合致するものであれば、正規の手続を経ているなくても検討する旨が記載されている。

検討結果については、「こういう意見があった その意見をこういうプロセスを経て検討した 検討した結果はこうなった その理由はこうである」の一連の流れを公表する。

パブリックコメント手続

石狩市独自の公表の方法として「あい・ボード（掲示板）」がある。郵便局、スーパー、銀行、市民センターなど市内 33 箇所に掲示板を設置し、活用している。

運用状況

平成 14 年度から平成 18 年度までの手続件数及び参加人数の推移。ほぼ横ばいの状況となっている。参加条例ができたからといって劇的に市民参加が加速するわけではない。一つひとつの積み重ねが重要であり、石狩市から聞き取り調査を行ったところ、市民参加が行政側も市民にも着実に浸透していることが認識できるとのことである。現状を踏まえ、どこから手を付けていけばいいのか検討するにあたり、会津美里町にとっても非常に参考になる事例と思われる。

その後

研究班による検討や検討委員会による提言書でも、市民参加条例の先にある条例のあり方が指摘されている。石狩市では、その後自治基本条例の制定に向けた検討を開始し、平成 20 年 4 月 1 日より施行している。

【意見交換】

(委員) 表現が非常に難しく感じられる。

(委員) 他の事例を参考にするのではなく、美里として独自のものを作ったらいいのではないか。なるべく簡単に、分かりやすく作っていくべき。

(委員) 前回の会議で、町民会議でたたき台を作るか、職員の組織でたたき台を作るか検討した結果、町民会議で検討することとなった。それを踏まえて、事務局に対しいくつかの先進事例を説明して欲しいと要望した結果、今回の内容となった。

(委員) 目的規定は難しい。前文を付ければもっと分かりやすいのではないか。

(事務局) 前文を付けている事例もある。

(委員) 当初、私もそうだが、自治基本条例をイメージしていた。事務局からの説明を受け、現状を踏まえ、下からのツミアゲとして参加条例を制定するという趣旨が理解できた。

(事務局) 自治基本条例の必要については十分認識しているが、全国の事例としては、理念的な位置づけにとどまり、きちんとした運用がされていないところも見られる。我々としては、まず、住民参加の仕組みをより具体的に示す参加条例を制定し、それに基づく実践を積み重ねた後、自治基本条例の検討をすべきと整理した。

(委員) 条例制定については、全国で多くの事例がある。きちんと運用されていないのは、どのような理由によるのか事務局で整理しているか？

(事務局) いくつかの理由が考えられる。まずは理念条例的なもの。理念は書かれているが、具体的に何をどうしていくのかが分からないと運用面において問題が残る。また、事務局で素案(試案)を最初に提示して検討する方法の場合、主に素案の修正になりがちであり、住民とともにゼロから作っていくことも過程も重要であると思われる。

(委員) 今後どのように進めていくのか？

(事務局) 提言書を作成するにあたり、以下の4つの視点を基本に、ワークショップ形式で検討してみようか。

まちづくり町民会議での検討案

住民参加を進めるにあたっての理念・目的等

住民参加とはそもそも何か、何のためにするのか 等

住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは？

どのような行政活動(役場の仕事)に参加すべきか、参加したいか 等

住民の意見を町政に反映させるための方策

どのような方法で？

より多くの住民が参加するための方法

(委員) この進め方でよいのではないか。特に4点目が重要であり、難しいと思うが・・・

(委員) 我々が検討するにあたって、「運用できるもの」、これを頭に入れて作っていく必要があるのではないか。

(事務局) 参加条例を作って、運用していくのに重要なのは役場職員である。職員一人ひとりが条例に基づききちんとした運用を行うことが求められる。今後、町民会議の意向を踏まえ条例案を検討していく際には、実際に運用可能なものと、困難なものがでてくると思われる。今後議論を重ねて、整理していきたい。

(傍聴者)何を書いてある分からない条例だと参加できない。小学生でも分かりような条例にすべきと考える。

(2) 次回以降のまちづくり町民会議について

毎月第2,第4水曜日を基本に開催

第8回まちづくり町民会議 平成20年10月8日(水)午後7時~

4. その他

総合型の住民参加条例を制定している市町村は近くにない。西会津町は自治基本条例を今年4月より施行しており,その制定までの取組は参考になると思われる。別途,事務局で西会津町と調整し,視察研修の受入が可能であれば実施することとしたい。

5. 閉会